

優先駐車区画標示補助金交付要綱

制定 令和7年4月18日 健福第2349号（局長決裁）

（目的）

- 第1条 この要綱は、自走式駐車場における優先駐車区画の設置に要する費用の一部を補助することで、横浜市内の駐車における障害者等用駐車区画の適正利用の推進に寄与することを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次の各項に定めるところによる。
- 1 優先駐車区画
- 幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができ、路面に横浜市が指定する優先駐車区画路面標示がされており、対象駐車場、又は附置されている施設の出入口に近い駐車区画をいう。ただし車いす使用者用駐車区画を除く。
- 2 車いす使用者用駐車区画
- 幅3.5メートル以上、奥行き6メートル、又は5メートル以上とし、水平な場所に設けられ、障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布されている駐車区画をいう。

（補助事業）

- 第3条 この要綱における補助金交付の対象となる事業は、横浜市内に設置されている不特定多数の者が利用する駐車場に優先駐車区画を新たに設置する事業をいう。

（補助対象事業者の範囲）

- 第4条 この要綱における補助の対象となる事業者は、申請日において横浜市内に不特定多数の者が利用する駐車場を所有し、又は管理しているものとする。

(補助対象駐車場)

第5条 この要綱における補助の対象となる駐車場は、横浜市内に設置され、主に不特定多数の者が利用するもので、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則が定める駐車場に係る基準に適合しているものとする。

(補助金の額及び対象区画数)

第6条 この要綱において補助金の額は、補助事業の実施に要した経費相当分とする。ただし、1区画につき上限25万円とする。なお、補助事業の実施に要する経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

- 2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。
- 3 各年度の補助区画数は、当該会計年度内における予算の範囲内で補助可能な区画数とし、1つの駐車場に対して2区画までとする。

(交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期間は、毎年11月末日とする。ただし、令和7年度は6月1日からとする。なお補助事業者の責によらない特段の理由のある場合については、この限りでない。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助事業者が提出する書類は、優先駐車区画標示補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第1項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への記載事項は、補助事業の開始予定日及び完了予定日とする。
- 4 補助金規則第5条第2項第1号で規定する事業計画書は、次に掲げる内容を記載した書類とする。

(1) 申請者の営む主な事業

(2) 優先駐車区画を設置しようとする駐車場の所在地

(3) 優先駐車区画を標示しようとする区画を示した駐車場の平面図

(4) 優先駐車区画の標示を行う駐車区画の詳細図

- 5 補助金規則第5条第2項第2号で規定する補助金交付の申請時における補助金の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類は、前事業年度の決算書又はこれと同様の事項を記載した書類とする。
- 6 補助金規則第5条第2項第3号で規定する収支予算書は、横浜市優先駐車区画標示補助金収支予算書(第1号様式の2)を用いなければならない。
- 7 補助金規則第5条第2項第4号で規定する補助事業等の経費のうち補助金等によって

賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類は、前項の収支予算書を用いなければならない。

8 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書へ記載する添付書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 当該駐車場が横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に定める駐車場の基準に適合していることが分かる書類

(2) 優先駐車区画の標示に係る見積書

9 補助金規則第24条で規定する市内事業者により入札を行い、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことが困難である場合は、その理由を示す書類を提出しなければならない。ただし1件100万円未満の補助事業の実施にあたっては、市内事業者により入札を行うこと、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことを推奨とする。

10 補助事業者は、補助の目的にかかわらず、当該駐車場設置に係る横浜市の補助金等と重複して申請してはならない。

(不交付決定通知及び交付決定通知)

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、優先駐車区画標示補助金不交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金の交付決定通知は、優先駐車区画標示補助金交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、以下のとおりとする。

(1) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度(パーキング・パーミット制度)における協力施設の届出をすること。

(2) 各年度の補助事業の内容等を考慮し、市長がその都度定める。

(申請の取下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内とし、申請者は、優先駐車区画標示補助金交付申請取下届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の計画変更の申請)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容について変更しようとするときは、補助金規則第7条第1号の規定によりあらかじめ優先駐車区画標示補助金に係る補助事業計画変更申

請書（第 5 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更決定及び通知）

第12条 市長は、補助事業者から前条の申請を受け、補助事業の変更等の承認をしたときは、優先駐車区画標示事業計画等変更承認通知書（第 6 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止の承認申請）

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金規則第 7 条第 2 号の規定により速やかに優先駐車区画標示補助に係る補助事業中止（廃止）申請書（第 7 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに優先駐車区画設置補助金に係る補助事業事故報告書（第 8 号様式）を市長に提出し、補助金規則第 7 条第 3 号の規定によりその指示を受けなければならない。ただし、補助事業が当該年度内に完了しない場合には、当該年度の 3 月 20 日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助金規則第14条第 1 項の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

（1） 補助金規則第14条第 1 項第 1 号に規定する補助事業等の成果を記載した実績報告書
優先駐車区画標示補助金に係る補助事業完了実績報告書（第 9 号様式）

（2） 補助金規則第14条第 1 項第 2 号に規定する決算書
優先駐車区画標示補助金収支精算書（第 9 号様式の 2）

（3） 補助金規則第14条第 1 項第 6 号に規定する市長が必要と認める書類

ア 優先駐車区画標示後の写真

イ かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）における協力施設の届出をしたことが分かる書類

ウ その他参考となる書類

2 補助金規則第14条第 4 項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

3 補助金規則第14条第 5 項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業に係る全ての領収書等とする。

(補助金額の確定通知)

第16条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定通知は、優先駐車区画標示補助金確定通知書（第10号様式）により行うものとする。

(補助金交付の時期の例外)

第17条 補助金規則第17条ただし書きの規定は、適用しない。

(補助金交付の請求)

第18条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、優先駐車区画標示補助金交付請求書（第11号様式）により行わなければならない。

(補助金の返還)

第19条 市長は、この要綱に従って補助事業が行われなかったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者を求めることができる。

(入札又は見積書の徴収の例外)

第20条 補助金規則第24条ただし書きの規定により市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合とする。

(財産の処分の制限)

- 第21条 補助事業者は、補助事業により設置した優先駐車区画（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- 2 補助金規則第25条の規定により市長が定める取得財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、5年とする。
 - 3 補助事業者等は、前項に定める期間内に第1条に定める目的に反することなく取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ優先駐車区画設置補助事業に係る財産処分協議申請書（第12号様式）を用い、市長の承認を受けなければならない。
 - 4 市長は、第3項の協議を受けたときは、1か月以内に財産処分の可否について申請者に通知するものとする。
 - 5 補助事業者は、第2項に定める期間を超過して、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ優先駐車区画設置補助事業に係る財産処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金関係書類の提出方法)

第22条 第20条までに定める提出書類は、補助事業に関する責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明確にすることで、電子メールによって提出することができるものとする。ただし押印のあるものは除く。

(関係書類の保存期間)

第23条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、補助事業の完了後5年とする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和9年3月31日をもって失効する。

横浜市長

名 称
所 在 地
代表者氏名
責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

横浜市優先駐車区画標示補助金交付申請書

横浜市優先駐車区画標示補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び横浜市優先駐車区画標示補助金交付要綱を遵守します。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

- (1) 標示しようとする優先駐車区画の数
- (2) 標示しようとする施設名称とその所在地

3 補助事業の開始予定年月日及び完了予定年月日

開 始 年 月 日
完 了 年 月 日

4 補助金申請額

_____ 円

5 添付書類

- (1) 横浜市優先駐車区画標示補助金交付要綱第7条に定める事業計画書
- (2) 前事業年度の決算書又は同様の書類
- (3) 当該補助事業の収支予算書（第1号様式の2）
- (4) 当該駐車場の整備状況が分かる図面及び写真
- (5) 見積書（写し）
- (6) 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類（第1号様式の2）

第1号様式の2（第7条第6項）

横浜市優先駐車区画標示補助金収支予算書

収 入		支 出	
横浜市補助金	円	優先駐車区画標示	円
自 己 資 金	円	費用	
合 計	円	合 計	円

_____における優先駐車区画1か所分の標示に係る収支予算について、
上記のとおり報告します。

第2号様式（第8条第1項）

第 号
年 月 日

名 称

所 在 地

代表者氏名

横浜市長

印

横浜市優先駐車区画標示補助金不交付決定通知書

年 月 日 第 号をもって申請のありました横浜市優先駐車区画標示補助金交付要綱に基づく補助金について、次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

理 由

第 号
年 月 日

名 称
所 在 地
代表者氏名

横浜市長 印

横浜市優先駐車区画標示補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号をもって申請のありました横浜市優先駐車区画標示補助金交付要綱（以下、「要綱」といいます。）に基づく補助金交付予定額について、次のとおり決定しましたので通知します。なお、この補助金額の最終決定は、横浜市優先駐車区画標示補助金に係る補助事業完了実績報告書（第9号様式）が提出された後、横浜市優先駐車区画標示補助金額確定通知書（第10号様式）で通知する金額となります。

1 決定事項

- （1）補助金を交付します。（補助事業の内容は、申請書記載のとおりとします。）
- （2）理由 要綱第2条に規定する事業に該当するため。

2 補助金交付予定額

_____円

3 支払時期

横浜市優先駐車区画標示補助金交付請求書（第12号様式）を受理してから30日以内

4 補助金交付の条件

- （1）横浜市補助金等の交付に関する規則第7条に定める条件に従うこと。
- （2）事業は、要綱に基づき、申請内容に従って行うこと。
- （3）完了検査に合格すること。
- （4）その他、要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則の定めに従うこと。

5 その他

- (1) 虚偽その他不正な手段で補助金の交付を受けたときには、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (2) 補助金の使途について、必要があると認められるときには調査を行うことがあります。

第 号
年 月 日

横浜市長

名 称
所 在 地
代表者氏名
責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

横浜市優先駐車区画標示補助金交付申請取下届出書

年 月 日 第 号をもって交付決定通知のありました横浜市優先駐車区画標示補助金について、次のとおり交付申請を取り下げます。

1 交付決定内容

(1) 補助金交付決定額 _____ 円

(2) 交 付 決 定 日 年 月 日

2 申請取り下げ理由

第 号
年 月 日

横浜市長

名 称
所 在 地
代表者氏名
責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

横浜市優先駐車区画標示補助金に係る補助事業計画等変更申請書

年 月 日 第 号をもって交付決定通知のありました横浜市優先駐車区画標示事業について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更しようとする補助事業の内容
- 2 変更しようとする理由
- 3 補助金交付申請書（写し）に変更する部分の内容を上書きしたもの
- 4 その他必要な書類（変更内容及びその理由を証する書類）

代表者氏名

横浜市長 印

年 月 日 第 号をもって申請のありました横浜市優先駐車区画標示補助金に係る補助事業計画等変更承認申請について、次のとおり通知します。

- _____ 円

- ## 2 変更後の補助事業の内容

- 年 月 日 第 号横浜市優先駐車区画標示補助金交付決定通知書記載の交付条件に同じ。

第 号
年 月 日

横浜市長

名 称
所 在 地
代表者氏名
責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

横浜市優先駐車区画標示補助金に係る補助事業中止（廃止）申請書

年 月 日 第 号をもって交付決定通知のありました横浜市優先駐車区画標示補助事業について、中止（廃止）したいので、次のとおり申請します。

- 1 事業を中止（廃止）する理由

- 2 事業を中止する場合は、その予定期間
中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- 3 その他必要な書類（中止（廃止）の理由を証する書類）

名 称
所 在 地
代表者氏名
責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

年 月 日 第 号をもって交付決定通知のありました横浜市優先駐車区画標示補助事業について、次の事故が発生したので報告します。

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業者の対処方針
- 4 事故に伴い変更となる補助事業の内容

第 号
年 月 日

横浜市長

名 称
所 在 地
代表者氏名
責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

横浜市優先駐車区画標示補助金に係る補助事業完了実績報告書

年 月 日 第 号をもって交付決定通知のありました補助事業が完了したので、横浜市優先駐車区画標示補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 完了した補助事業の概要

(1) 標示した優先駐車区画の数

(2) 標示した施設とその所在地

2 補助事業の完了年月日

年 月 日

3 添付書類

(1) 収支精算書（第 9 号様式の 2）

(2) 優先駐車区画標示後の写真

(3) その他事業の完了を証するために必要な書類

第 9 号様式の 2（第 15 条第 1 項第 2 号）

横浜市優先駐車区画標示補助金収支精算書

収 入		支 出	
横浜市補助金	円	優先駐車区画標示	円
自 己 資 金	円	費用	
合 計	円	合 計	円

_____における優先駐車区画_____か所分の標示に係る収支予算について、上記のとおり報告します。

第 10 号様式（第 16 条）

第 号
年 月 日

名 称

所 在 地

代表者氏名

横浜市長

印

横浜市優先駐車区画標示補助金額確定通知書

年 月 日 第 号をもって完了実績報告のありました横浜市優先駐車区画標示補助事業について、補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

補助金の額 _____ 円

請求書番号 _____

横浜市優先駐車区画標示補助金交付請求書

年 月 日

横浜市長

名 称

所 在 地

代表者氏名

責任者氏名

担当者氏名

連 絡 先

年 月 日 第 号をもって通知のありました横浜市優先駐車区画標示補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 _____ 円

2 振込先

(1) _____ 銀行 _____ 支店

(2) 普通・当座の別（普通・当座）

(3) 口座番号 _____

(4) （フリガナ）
口座名義人 _____

(5) 名義人の預金契約をしている住所

（留意事項）

請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

年 月 日

横浜市長

申請者住所（所在地）

申請者名称（法人名）

申請者氏名（代表者名）

印

横浜市優先駐車区画標示事業に係る財産処分協議申請書

横浜市優先駐車区画標示補助金交付要綱第 21 条第 3 項の規定に基づき、横浜市優先駐車区画標示補助により設置した優先駐車区画を次のとおり廃止したいので、協議を申請します。

1 廃止しようとする優先駐車区画

（1）優先駐車区画数

（2）所在場所

（3）補助金交付額及び補助金額確定通知日

2 処分しようとする理由

3 添付書類

（1）交付決定通知書（写し）

（2）確定通知書（写し）

（3）処分の概要が分かる書類

第 号
年 月 日

横浜市長

名 称
所 在 地
代表者氏名
責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

横浜市優先駐車区画標示事業に係る財産処分承認申請書

年度横浜市優先駐車区画標示補助事業で標示した優先駐車区画を廃止したいので、横浜市優先駐車区画標示補助金交付要綱第 21 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 廃止しようとする優先駐車区画

（1）優先駐車区画数

（2）所在場所

（3）補助金交付額及び補助金額確定通知日

2 処分しようとする理由

3 添付書類

（1）交付決定通知書（写し）

（2）確定通知書（写し）

（3）処分の概要が分かる書類